

兵庫県公報

平成26年9月30日 火曜日 第2633号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の辞退の届出（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 建築士法に基づく行政処分（建築指導課）	3
○ 平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
県議会訓令	
○ 兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	17
警察本部公告	
○ 入札公告	18

告 示

兵庫県告示第864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
小西大輔	こにし整骨院	明石市太寺2-9-15 ロイヤルハイツ太寺	平成26年6月27日
波多野君佳	中村接骨院	同 市野々上2-1-10 ライフステート田中1F	同 年7月1日
佐藤成巳	成和堂鍼灸院	同 市魚住町金ヶ崎695	同
中納正樹	なかのう鍼灸接骨院	同 市大久保町高丘3-24-2	同
清村忠民	かい整骨院	同 市朝霧南町4-13-20 ライオンズマンション朝霧102号	平成26年7月25日

宮 垣 千 歩	こころ明石鍼灸治療院	同 市東仲ノ町2—9 フラット久保402W	同 年8月1日
山 本 伸一朗	芦屋百会鍼灸治療院	芦屋市打出小槌町14—4	同 年7月1日
片 山 孝 二	かたやま鍼灸院	伊丹市池尻2—347 アネックス古結107	同
佐 藤 義 晃	佐 藤 義 晃	同 市西野1—230—2	同
十 亀 智 彦	虹色鍼灸マッサージ	同 市昆陽南1—10—3—406	同
齊 藤 雅 也	齊 藤 雅 也	同 市梅ノ木1—1—18	同
清 水 隆 志	さくら鍼灸整骨院	同 市桜ヶ丘2—1—15	平成26年7月10日
栄 一 樹	ひなた鍼灸マッサージ	加古川市加古川町友沢469—107	同 月1日
武 隈 大 樹	鍼灸マッサージルームりすと〜ろ	三木市緑が丘町東1—1—25	同
田 村 一	田村鍼灸接骨院	川西市栄根2—14—2	同
宮 崎 啓 輔	ヒマワリ鍼灸整骨院	小野市天神町946—2	同
本 溜 円 香	同 上	同 上	同
住 元 映 美	同 上	同 上	平成26年7月15日
寺 田 由 美	あん整骨院・鍼灸院	三田市南が丘2—13—47	同 月1日
赤 阪 慶 尚	ゆめ整骨院	同 市駅前町8—35	同



兵庫県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成26年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
尾 崎 元 気	げんき鍼灸整骨院	宝塚市中筋2—10—3	平成26年7月16日



兵庫県告示第866号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から辞退の届出があった。

平成26年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	辞退年月日

山 田 和 伸	明舞中央鍼灸整骨院	明石市松ヶ丘2—3—7 松ヶ丘ビル1F	平成26年2月28日
梅 谷 佳 令	くすだ整骨院	加古川市加古川町寺家町144—6	同 年5月1日



兵庫県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
三木市志染町大谷字西谷170の12、170の13
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第868号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図）
- 2 作業期間
平成26年8月8日から同年9月10日まで
- 3 作業地域
尼崎市金楽寺町二丁目ほか



兵庫県告示第869号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士事務所の登録を取り消した。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成26年 9月 1日
- 2 建築士事務所の名称
株式会社吉田・武藤建築研究所
- 3 建築士事務所の所在地
神戸市中央区元町通二丁目9番1号 元町プラザ8階
- 4 建築士事務所の開設者
株式会社吉田・武藤建築研究所
代表取締役 勝 田 康 夫
- 5 建築士事務所の区分及び登録番号
兵庫県知事登録（一級）01A01397
- 6 処分の原因となった事実
平成25年1月31日以降、建築士法第24条第1項の規定に基づく、建築士事務所を管理する専任の管理建築

士を置くことなく、建築士事務所の登録を受けたままにしていた。



兵庫県告示第870号

平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 (変更年月日)
香山地区	たつの市新宮町香山字平見、字家氏、字東河原、字川端、字西ノ山、字前田、字宮ノ下、字中筋、字中河原、字前河原、字寺垣内、字西河原、字北山ノ下及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
上笹地区	たつの市新宮町上笹字上河原、字村之前、字宮ノ元、字山ノ下、字丁畑ケ下、字東川原、字中筋及び字西川原の各一部並びに新宮町吉島字北向河原及び字南河原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
下笹地区	たつの市新宮町下笹字北所、字南所、字唐木、字安田、字久保田及び字丁田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
吉島地区	たつの市新宮町吉島字荒神成、字狸石、字山ノ神、字石ケ坪、字日焼、字下河原及び字上河原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
同 上	たつの市新宮町吉島字日焼の一部で別図に示す区域	条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年 3月25日
下野地区	たつの市新宮町下野字上ノ山、字山ギハ、字宮ノ前、字北畑、字出口、字下河原、字西河原、字大森、字中道及び字砂田の各一部、新宮町新宮字池ノ端の一部並びに新宮町吉島字大森及び字日焼の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
宮内地区	たつの市新宮町宮内字出口、字中坪、字山田、字経蔵前、字薬師垣内、字風呂屋垣内、字竹ノ下、字常吉、字宮山、字惣作、字茅場、字西山及び字内林の各一部並びに新宮町吉島字沖田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日

曾我井地区	たつの市新宮町曾我井字山ノ神、字鍋田、字前田、字尾子田、字山ノ端、字南垣内、字高河原及び字北山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
東町地区	たつの市新宮町新宮字向畑及び字城谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
平野地区	たつの市新宮町平野字大町、字高町、字観音田、字横井、字出口、字野間、字前川原、字流、字門田、字荒神山、字奥畑、字清水ノ元及び字西畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
大屋地区	たつの市新宮町大屋字丁畑ケ、字辻ノ坊、字西垣内、字東垣内、字上梅ヶ坪、字年宗、字西柳森及び字柳森の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
芝田地区	たつの市新宮町芝田字西山、字辰ノ口、字東河原、字東垣内及び字西垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
市野保地区	たつの市新宮町市野保字星ノ山、字中ノ坪、字墓ノ内、字藪ノ下、字定共、字居垣内及び字山田の各一部並びに新宮町段之上字川ノ上及び字溝又下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
馬立地区	たつの市新宮町馬立字井戸、字鬼河原、字加斎及び字古垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
越部中央地区	たつの市新宮町段之上字川ノ上、字梅垣内、字苧ノ下及び字北河原の各一部、新宮町井野原字高田、字中泓、字繁昌、字石那田、字越前、字竹端及び字下向川原の各一部、新宮町中野庄字為附、字天神、字中溝、字中請及び字柳原の各一部、新宮町仙正字清水田、字河原田、字霜月田、字宮ノ前、字三十代、字宮ノ西、字前田及び字花河原の各一部、新宮町北村字前田、字梅原、字極付及び字垣内の各一部、新宮町下野田字天満、字東大佐、字大佐、字中ブケ及び字向川原の各一部、新宮町船渡字大唐田、字鳥帽子町、字明河原、字四ノ宮、字新田、字北垣内及び字西河原の各一部、新宮町鬚崎字西川原、字大上金、字淖、字土井後及び字天満の各一部並びに新宮町佐野字一町歩、字北中嶋、字西ノ窪、字西河原、字前河原	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日

	及び字南中島の各一部で別図に示す区域		
朝臣地区	たつの市御津町朝臣字オノ木、字庄ノ内、字朔日田、字樋ノ口、字山田ノ前、字大覚寺、字加家、字北ノ防、字堤添、字浅地、字庵ノ原、字辻、字萬燈、字山田ノ上、字宮ノ上、字上ノ山及び字妙泰の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日
岩見地区	たつの市御津町岩見字下前田、字出口、字前田、字西畑、字ヲサル、字中新田、字鍵町、字源次郎、字八講田、字横田、字東立通、字西立通、字福田、字池田、字玉ノ上、字東ノ町、字中谷、字西大門、字西谷、字東ノ前、字カイノモト、字立箴、字神ノ木、字上ノ山、字東溝ヶ谷、字藪ノ内、字西溝ヶ谷、字北峠、字東家ノ上、字西家ノ上、字家ヶ浜、字浜屋敷、字蛭子ノ本、字南峠、字奥ノ池、字宮ノ下、字向イ、字清水、字南新田、字池尻及び字新地の各一部並びに御津町室津字七曲りの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日
釜屋地区	たつの市御津町釜屋字寅浜新田、字西寅浜新田、字北浜新田、字掛下り及び字南新田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日
黒崎地区	たつの市御津町黒崎字福德、字前田、字北前田、字南居屋敷、字東浜黒、字北居屋敷、字東塩浜、字北塩浜、字西塩浜、字中塩浜、字南塩浜、字西浜、字南西浜、字西新田、字切戸、字浜之内、字綾部下、字唐崎、字向山、字萬燈、字池ノ上、字狭間谷、字池ノ戸、字武山、字東武山、字磯浦、字折敷谷、字綾部及び字基山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日 (平成26年 9月30日)
同 上	たつの市御津町黒崎字北前田、字東浜黒、字南塩浜、字折敷谷及び字南西浜の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成26年 9月30日
苅屋地区	たつの市御津町苅屋字桜垣内、字菰田、字裏ノ田、字前新田、字子畑、字新田川原及び字成山新田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日
	たつの市御津町中島字岩崎、字戌亥田、字磨谷、字八反田、字石ヶ坪、字博塚、字南山、字丁田、字藤ノ木、字前田、	条例別表第3の1の	

中島地区	字上吉気、字下吉気、字横枕、字西前田、字本無、字鍵田、字下山王、字南吉気及び字上山王の各一部で別図に示す区域	項に規定する建築物	平成20年 3月25日
碓岩地区	たつの市御津町碓岩字ウツ輪、字赤坂、字前山、字落町、字北下モ、字北畑、字北山、字砂田、字塚黒、字西畑及び字東畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日 (平成20年 7月 8日)
室津地区	たつの市御津町室津字老町目、字式町目、字三町目、字四町目、字五町目、字六町目、字七町目、字八町目、字二ノ丸、字城山、字日和山、字藻振、字燈籠堂、字長浜、字城ノ越、字池ノ浜、字正法寺山、字辨天ヶ端、字奥長老ヶ谷及び字大浦の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年 3月25日
北龍野地区	たつの市龍野町北龍野字坂及び字的場の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日
島田地区	たつの市龍野町島田字小那田、字長畦、字廣道、字川ノ上、字宝満、字飼野辺、字高田、字土井、字鳩ヶ獄及び字下山根の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日
片山地区	たつの市龍野町片山字三味谷及び字川向の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日
中井地区	たつの市龍野町末政字川向新田の一部並びに龍野町中井字蛇死ヶ端、字西垣内、字大畦、字川添、字桑ノ木、字中垣内、字東垣内、字奥垣内、字大門、字鎌鼻及び字木ノ元の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日 (平成25年 9月27日)
同 上	たつの市龍野町中井字蛇死ヶ端及び字大畦の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成25年 9月27日
同 上	たつの市龍野町中井字木ノ元、字鎌鼻及び字池ノ下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成25年 9月27日
堂本地区	たつの市龍野町堂本字大フケ、字御名、字乗屋敷、字丁田、字板田及び字鎌土の各一部並びに龍野町小宅北字大町の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日
四箇地区	たつの市龍野町四箇字溝越、字カラカラ、字久保田、字川田、字西ノ口、字グロ町、字石原、字弥市郎田、字戎前及び字構前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日

小神地区	たつの市揖西町小神字上楽寺、字辻ノ堂及び字塚原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
中垣内地区	たつの市揖西町中垣内字平木、字鍋コ、字長坂、字水谷、字宮ノ前、字馬場、字井関、字高田、字平見、字上井ノ口、字西口、字上中垣内、字岩神、字水坂、字山根、字谷、字景雲寺、字東垣内、字恩徳寺垣内、字前田、字重蓮寺、字中坪、字天神及び字東山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
清水新地区	たつの市揖西町清水新字浄證寺垣内、字池ノ下及び字塚原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
清水地区	たつの市揖西町清水字清水浦、字清水垣内、字柳垣内及び字柳ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
佐江地区	たつの市揖西町佐江字池ノ上、字堂場垣内、字カジヤ、字紺屋ノ前、字東川原、字アヅマ田、字妙見及び字下新田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
前地地区	たつの市揖西町前地字塚本、字大附及び字三反田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
北山地区	たつの市揖西町北山字時門、字松ノ本、字中ノ町、字椿及び字石ヶ坪の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹万地区	たつの市揖西町竹万字恵連寺、字六反田、字藪下、字上井度之内、字道毛垣内、字澤ノ前、字下井度之内、字東丸山、字打越及び字流田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
田井地区	たつの市揖西町田井字朝風、字真土、字池ノ下、字川原田、字荒神町、字沢渕及び字ヒスの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
構地区	たつの市揖西町構字大谷、字西門、字前田、字畑田、字柳原、字山北、字万所垣内、字千成、字九反田、字神田及び字大坪の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新宮地区	たつの市揖西町新宮字奥條、字上條、字下シ、字西條、字西口、字名淵、字伊飼、字東條、字開元、字古屋敷、字千條寺、字火ノ坪、字天満池、字天神	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	山、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字東光寺、字オノ木及び字越前の各一部で別図に示す区域		
小犬丸地区	たつの市揖西町小犬丸字スワト、字中ノ谷、字蛇谷、字佐水、字増井田、字大行、字大谷、字中谷、字宿垣内、字落合、字中谷奥山、字大道ノ上、字遠殿脇、字森元、字ソウスイ及び字奥山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長尾地区	たつの市揖西町長尾字奥、字垣ノ内、字馬場、字川端、字堂ノ前、字垣ノ外、字五反田、字トガハナ、字サヨミサ、字神田、字トウゴ及び字平田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
北沢地区	たつの市揖西町北沢字池ノ上、字西ノ上、字中ノ上、字道ノ上、字追谷口、字西ノ前、字前田、字大道、字時免及び字大門の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
住吉地区	たつの市揖西町住吉字神戸山、字今池、字壹反田、字胡麻谷、字前畑、字田中、字能力、字横田、字住吉谷、字出口、字石橋、字丸山及び字壹町田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
尾崎地区	たつの市揖西町尾崎字北ノ口、字丸町、字前田、字中屋敷、字二反子、字三反田、字南屋敷、字堂谷、字飯田、字杉ノ前、字下久、字柳、字明田及び字池ノ上の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
小畑地区	たつの市揖西町小畑字半田、字東垣内、字一町田、字岡、字西ノ裏及び字池ノ下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹原地区	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷、字幸方、字山ノ神、字山王、字竹原、字竹原ノ上、字谷川本、字寺ヶ谷、字馬場ノ前、字寺坂ノ本、字林ノ下、字奥ノ谷、字上オノ木、字下オノ木及び字播磨塚の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
土師地区	たつの市揖西町土師字平ブリ、字東へブリ、字一ノ谷、字大陣原及び字清水川の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
南山地区	たつの市揖西町南山字杉ノ前及び字高屋の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

龍子地区	たつの市揖西町龍子字古木山、字北畑、字土井、字向山、字鳥坂及び字堂ノ奥の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山下地区	たつの市揖保町山下字川田、字堂ノ本、字五反田、字惣徳、字京田、字三反田、字前田及び字石金の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
中臣地区	たつの市揖保町中臣字城ノ下、字太郎兵衛田、字藪ノ本、字ロクテン、字五反田、字成平、字溝添、字蓮宇寺、字八反田、字當作、字本願寺、字熊城、字長南垣内、字ゲンヤ、字市場、字薬師、字池頭、字堂田、字青木、字下高関、字東川原、字鳥居本、字亀田、字大川田、字構之内、字高関、字酒井川、字井戸ノ本、字瓦田、字今熊ノ本弓指、字蔵屋敷、字池田、字山崎、字尾畑、字宮ノ下、字川原田、字スベリ石、字三反田及び字中町の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
揖保上地区	たつの市揖保町揖保上字菩提、字中屋敷、字若宮、字東河原、字寺垣内及び字南川の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
揖保中地区	たつの市揖保町揖保中字北條、字野上、字南條及び字東川原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
今市地区	たつの市揖保町今市字北垣内、字中垣内、字才ノ前、字噂田、字西垣内、字下垣内及び字三反長の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
東用地区	たつの市揖保町東用字荒神元、字土井、字川原田、字薬師下、字村東及び字久保田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
萩原地区	たつの市揖保町萩原字道ノ下、字津久田、字門田及び字樋ノ向の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
真砂地区	たつの市揖保町真砂字砂田、字脊戸田、字東川筋及び字内小河原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
門前地区	たつの市揖保町門前字駒ヶ瀬、字蔵ノ久保、字菊田、字乗願寺、字門出、字荒神、字前田、字末森、字中スカ、字柳原、字横フケ、字上フケ、字観音堂、字国師門前、字松ノ後及び字長専寺の	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	各一部で別図に示す区域		
栄地区	たつの市揖保町栄字北ノ口、字ゲンヤ、字大神ノ西、字大神ノ東、字天神、字西辻、字西前、字前田、字大町、字松林、字吉西、字トウジブ、字宮ノ前、字宮ノ後、字宮西大門及び字西川原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西構地区	たつの市揖保町西構字神尾フケ、字下神尾畑、字土井釜ノ上、字神尾川向、字神尾畑、字穴田、字大前田、字高関、字荒神、字熊石、字樋、字久保、字高橋、字東前田、字大町、字北屋敷、字堀端、字鍵田、字長田及び字東畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
広山地区	たつの市誉田町広山字丁田、字横枕、字井ノ下、字利喜蔵、字観音寺、字村後、字江古、字行藤、字西垣内、字村前、字宮ノ前、字フケ、字御館前、字馬場崎、字宮ノ後、字金剛寺及び字天神の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
高駄地区	たつの市誉田町高駄字光正寺、字八ヶ井、字沖代、字小宅田、字荒神元、字寺尾田、字樋詰及び字大水口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上沖地区	たつの市誉田町上沖字三反田、字大町、字七右衛門田掛り及び字五反田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長真地区	たつの市誉田町長真字東前田、字六反田、字東大町及び字西前田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
下沖地区	たつの市誉田町下沖字道添、字円區、字堂近、字上垣内、字下垣内、字久保及び字三條河原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片吹地区	たつの市誉田町片吹字丁田、字中ノ森、字栗坪、字戌亥角、字村東、字久保、字岸ノ上及び字岸ノ下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
井上地区	たつの市誉田町井上字沖代、字ゴセガ坪、字西垣内、字藤田、字沖ノ元、字岩山及び字前田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

福田地区	たつの市誉田町福田字壹町田、字片岡、字小川原、字嶽ヶ端、字松ノ内、字前田、字谷口、字尾狭、字天神及び字大津庵の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
内山地区	たつの市誉田町内山字山西、字山鼻、字アミヤ田、字笹山田、字王子ヶ谷、字池ノ下、字ドウカ谷及び字小松ノ元の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
筒井地区	たつの市神岡町筒井字北芋、字茶ノ木畑ヶ、字東畑ヶ、字垣ノ内、字久保田及び字梅ノ木の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上横内地区	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字川原、字長田、字久保田、字柿木筋及び字三反田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西鳥井地区	たつの市神岡町西鳥井字村裏、字茶園、字村前、字中川原及び字往来ノ下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
横内地区	たつの市神岡町横内字西願、字村境、字寺開、字道ノ下、字鍛冶屋田、字久保田及び字川原田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
北横内地区	たつの市神岡町北横内字木瓜原及び字河原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
奥村地区	たつの市神岡町奥村字村西田及び字畑ヶ田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西横内地区	たつの市神岡町西横内字三味橋、字村西、字村屋敷、字梨ノ木田、字黒田、字山鼻、字八反町、字荒神田及び字澤田境の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大住寺地区	たつの市神岡町大住寺字大源寺西、字西大源寺、字中大源寺、字大源寺東、字小山、字田河原、字裏山、字山ノ前、字奈良谷、字諏訪ノ前、字今宮及び字本郷寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
東鶯崎地区	たつの市神岡町東鶯崎字西出子、字東出子、字伯母端、字殿垣内、字門田、字鍵田、字萬行及び字小那田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
沢田地区	たつの市神岡町沢田字宮ノ前、字上与、字中与及び字下与の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

入野地区	たつの市神岡町入野字井口、字峠、字殿岡山、字宮垣内、字丁田、字出張、字大開、字南山、字森ノ木、字道心及び字淵ノ元の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
寄井地区	たつの市神岡町寄井字北角、字村中筋、字胡麻田、字出張、字西田、字東殿岡、字藤山、字南山、字中筋及び字瀧ノ下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
田中地区	たつの市神岡町田中字北川原、字大開、字古瀬垣内、字荒神畑、字田淵、字道信、字岸下、字押水、字後新田、字這上り、字山田、字尾ノ崎及び字山ハタの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
追分地区	たつの市神岡町追分字東山、字大谷口、字箱谷、字上懸り、字村西、字榎、字屋敷、字前田、字茶山及び字鶉谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
野部地区	たつの市神岡町野部字西松、字四十代、字中ノ口、字往來ノ上、字玉川原、字横内、字茶園、字往來ノ下、字河原垣内、字高尾、字村前、字悪田、字山田及び字村北の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
半田地区	たつの市揖保川町半田字堂ノ前、字地獄町、字梅ノ木、字實入、字楠、字横辻、字長田、字中町屋、字上楠、字中下川原、字東川原、字東町屋、字椿、字新田、字西町屋、字辻姫、字田淵原及び字前田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
野田地区	たつの市揖保川町野田字菜洗場、字寺ノ東、字高畑ヶ、字前河原、字田中、字六反田、字西谷、字宮ノ前及び字丁満の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新在家地区	たつの市揖保川町新在家字古屋敷、字辻ノ内、字岸之上、字石原、字横田、字岡池、字惣屋敷、字堂垣内及び字下畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
養久地区	たつの市揖保川町養久字此ノ下、字下瓜、字堂田、字深田、字村中、字蓮部山及び字谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
本條地区	たつの市揖保川町本條字塚ノ本、字蓮部、字川田及び字二丁田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
	たつの市揖保川町二塚字紺屋谷、字大		

二塚地区	上金、字北畑、字鳥阪、字山田、字廻リコタ、字立見、字馬杭、字山崎、字水谷、字下竹原及び字深田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片島地区	たつの市揖保川町片島字塚本、字上海元、字中西町、字田淵、字西土井、字長藪、字大福寺、字西出口、字出口、字下海元、字蛭田、字岩田及び字大目の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
正條地区	たつの市揖保川町正條字腰ヶ坪、字横越、字絵皮田及び字山王の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山津屋地区	たつの市揖保川町山津屋字苗代、字東垣内、字西垣内及び字和佐田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
黍田地区	たつの市揖保川町黍田字道ノ下、字前田、字六反田、字川原、字向苗代、字西向畑、字井ノ元、字坂ノ元、字北畑、字ラク池ノ下及び字廣畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
原地区	たつの市揖保川町原字高芝、字千本、字高畑、字中町、字西町、字堂田、字縄手ノ上、字田灘、字縄手ノ下、字東町、字東山下、字新溝、字八ヶ坪、字佛谷及び字荒神の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大門地区	たつの市揖保川町大門字川ノ上、字西ノ坊、字池ノ坊、字宝積坊、字若宮、字前田及び字池田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
神戸北山地区	たつの市揖保川町神戸北山字岸ノ下、字竹ノ下及び字道上下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
馬場地区	たつの市揖保川町馬場字堂ヶ鼻、字北山、字黒屎、字村中北、字北ノ田、字前田、字村南、字河原及び字東ラの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
金剛山地区	たつの市揖保川町金剛山字札場前、字西澤、字大畑、字宮ノ前、字瀧ノ前及び字黒岩の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
浦部地区	たつの市揖保川町浦部字上狭間、字梶田、字堀田、字瀧、字鶴野目、字西羅田、字下狭間及び字屋敷田の各一部で	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	別図に示す区域		
袋尻地区	たつの市揖保川町袋尻字五反田、字大畑ヶ、字カワヤ、字大ヒノ下、字カワヤ前、字横田、字山ヶ鼻、字大久保浦、字大久保東、字砂田、字万所垣内、字清水浦、字大久保、字上ノ谷、字岩駒、字池ノ元、字谷山、字邨ノ浦、字邨ノ西、字邨ノ前、字ハサマ、字垣内、字東垣内、字泉水田、字清水前及び字カワヤ後の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日
市場地区	たつの市揖保川町市場字前田、字新開、字久保、字五軒屋、字西開、字茶ノ木、字構、字上河原及び字平田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年 1月 8日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゴダイドラッグ八鹿店
 所在地 養父市八鹿町下網場字中野367-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 ゴダイ株式会社
 住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F
 代表者の氏名 浦 上 晃 之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 ゴダイ株式会社
 住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F
 代表者の氏名 浦 上 晃 之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成27年 4月 6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,114平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 27台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 32台
 - (3) 荷さばき施設の面積

21平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ゴダイ株式会社	午前7時	翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年9月5日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年9月30日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年1月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市神爪2丁目112番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町一色東432番地の1

株式会社創久住研 代表取締役 久本了士

3 許可年月日及び許可番号

平成26年4月28日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－2号（26高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 高砂市松陽 1 丁目137番 1、137番 3、137番 4、137番 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区花隈町 6 番 9 号
株式会社アルデックス 代表取締役 地 福 保 治
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 5月19日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－4 号（26高砂）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中筋 4 丁目515番 1、545番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市神子岡前 1 丁目 9 番11号
ワコ開発株式会社 代表取締役 渡 邊 知士郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 8月 8 日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－38－2 号（25高砂）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町日飼字樋ノ元184番 2、184番 9
同 市龍野町中村字大塚336番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永793番地 5
西播磨不動産事業協同組合 代表理事 松 本 春 雄
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 9月 3 日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－7－2 号（26たつの）

県 議 会 訓 令

兵庫県議会訓令第 4 号

議会事務局

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 9月30日

兵庫県議会議長 梶 谷 忠 修

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局処務規程（昭和50年兵庫県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号から第16号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第3条第1項第11号及び第12号を次のように改める。

- (11) 兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 請求書を受理すること。
 - イ 公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をすること。
 - ウ 公文書の公開を実施すること。
- (12) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 個人情報取扱事務登録簿を作成し、及び閲覧に供すること。
 - イ 開示請求書を受理すること。
 - ウ 個人情報の開示をするかどうかの決定をすること。
 - エ 個人情報の開示を実施すること。
 - オ 訂正請求書を受理すること。
 - カ 個人情報の訂正をするかどうかの決定をすること。
 - キ 個人情報の訂正を実施すること。
 - ク 利用停止請求書を受理すること。
 - ケ 個人情報の利用停止をするかどうかの決定をすること。
 - コ 個人情報の利用停止を実施すること。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年9月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井上剛志

1 調達内容

- (1) 件名
刑事事件指揮システム（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 賃貸借期間
平成27年1月1日（木）から平成31年12月31日（火）まで
- (4) 納入場所
兵庫県警察本部長が指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について月額賃貸借料により入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 坪木

電話 (078) 341-7441 内線2254

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年9月30日（火）から同年10月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成26年11月11日（火）午前11時 パレス神戸3階小会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年11月10日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年11月10日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を平成26年10月14日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年11月18日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(f) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Criminal Investigation Command System

(3) Lease period:

From January 1, 2015 through December 31, 2019

(4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. nominate

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 October 14, 2014

(6) Deadline for tender:

17:00 November 10, 2014 by mail

11:00 November 11, 2014 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Tsuboki, Supplies Section, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2254